

2019年10月15日

契約認定機関御中
契約認証機関御中

JFS-C 認証スキーム文書 version 2.4, 4.4.5 4) に基づく
審査員登録維持要件について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1 本通知の目的

本通知は、JFS-C 認証スキーム文書 version2.4（以下、「C スキーム文書」という。）4.4.5 4) (3)及び(4)について JFSM データベースに登録された JFS-C 審査員（以下、「審査員」という。）に求められる審査経験の解釈、評価方法、本要求事項を満たさない審査員の登録の一時停止の効果、及び一時停止の解除要件を定めるとともに、「JFS-C 認証スキーム文書 version 2.3, 4.4.5 4) に基づく審査員登録維持の運用細則について」（JFSM_2018_C01N02）（以下、「2018年通知文書」という。）が定める留保の取扱いを示すためのものである。

2 C スキーム文書 4.4.5 4) (3)の解釈

C スキーム文書 version2.4, 4.4.5 4) (3)は、「認証機関は、初回登録した審査員に対し、初年度は、次に示された評価プログラムを実施しなければならない。」として、初回登録した審査員に求められる審査件数として、「GFSI 承認スキームによるオンサイト審査を少なくとも年間 5 件実施し、その合計審査日数が 10 日間以上であること」と規定する。

これについて、各用語の定義及び解釈は以下のとおりとする。

- ・「初回登録した審査員」とは、JFS-C の審査員として新規に JFSM データベースに登録された審査員をいう。
- ・「初年度」とは、JFSM データベースに登録された日からその翌年の 12 月末までの期間をさす。
- ・「GFSI 承認スキームによるオンサイト審査を少なくとも年間 5 件実施」という要求事項は、「異なった組織において、少なくとも JFS-C 規格によるオンサイト審査を少なくとも 1 件実施し、その審査件数と他の GFSI 承認スキームのオンサイト審査の件数の合計審査件数が年間 5 件以上であること」と読み替える。

3 C スキーム文書 4.4.5 4) (4)の解釈

C スキーム文書 4.4.5 4) (4)の年間審査プログラムは、JFSM データベースに登録された日の翌々年の1月1日（初年度の終了後）から適用される。

4 審査件数の評価及び登録の一時停止

協会は、少なくとも年一回、登録後一年未満の審査員を除くすべての審査員の前年1月1日から12月末日までの審査件数をJFSM データベースにより確認し、各審査員がC スキーム文書 4.4.5 4) (3)または(4)の要求事項を満たしているかを評価する。

協会は、C スキーム文書 4.4.5 4) (3)または(4)の要求事項を満たさないと評価した審査員の登録を一時停止し、書面により当該審査員が所属する認証機関に通知する。なお、協会は、一時停止中、JFSM データベース上において、『審査員のステータス』を「一時停止」とし、『審査経験』の欄に、一時停止の理由及び一時停止日を記録する。

5 一時停止の効果

登録を一時停止された審査員は、JFS-C 規格の審査を実施することはできない。登録一時停止中の審査員が、これに反してJFS-C 規格の審査を実施した場合、協会は、当該審査員の登録を取り消す。

6 一時停止の解除

(1) 解除の要件

C スキーム文書 4.4.5 4) (5)は、一時停止の解除要件として、初回登録審査員と同一の評価プログラムに基づいて再評価をすることで足りると規定する。しかしながら、この規定は、2018年通知文書の運用と整合しないことから、C スキーム文書 4.4.5 4) (5)に代わって、解除要件を以下のとおりと規定する。

「認証機関は、審査員の登録の一時停止を解除するために、自機関の評価プログラムに基づいて当該審査員の力量を再評価しなければならない。

この評価プログラムには、以下の(a)及び(b)の教育訓練を含むこととする。

(a) JFS-C 規格及びC スキームのバージョンアップに関する知識を習得するための教育訓練を修了すること（C スキーム文書 4.4.5 3) (1)）。

ただし、一時停止期間中にJFS-C 規格及びC スキームのバージョンアップがなかった場合は、この限りでない。

(b) JFS-C 規格の審査に、審査技量の評価対象者として参加し、審査技量を評価する者から審査員の力量があることを再評価され、審査員力量の再評価結果に対して権限ある者による承認を得ること。」

なお、審査技量を評価する者が審査チームメンバーであることは許容される

が、一時停止された評価対象者が審査チームメンバーとして参加して審査の一部を担当することはできない。

(2) 解除の方法

認証機関は、前記 6 (1)の教育訓練及び再評価結果を証する記録を協会に提出する。協会は、この記録を受領後、原則として 2 週間以内に、再評価結果の妥当性を確認する。協会は、必要な場合には追加の証拠提出を求めることができる。

協会は、教育訓練及び再評価結果の妥当性を確認した上で、審査員登録の一時停止を解除し、書面により認証機関に通知するとともに、JFSM データベースの審査員の『ステータス』を「有効」に変更する。

7 特別措置としての留保の取扱い

2018 年通知文書 4.(2)は、暫定措置期間中の特別措置として留保のステータスを設け、留保の解除要件を一時停止の解除要件よりも軽減することとした。しかしながら、留保はあくまでも特別措置であり、2018 年通知文書 5.(1)③は、留保後 1 年を経過した審査員については、一時停止と同一の要件により再評価を受けなければ解除ができないことと定めている。

したがって、一時停止と留保のステータスと解除要件との整合性を図るために、留保後 1 年を経過した審査員についても、『ステータス』を「一時停止」に変更することとする。

以上